

# 大津市ガス特定運営事業等

## 実施方針

平成30年1月5日

大津市企業局

## はじめに

大津市（以下「本市」という。）は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に基づき行う都市ガス事業（以下「都市ガス事業」という。）のうち、ガス小売事業に係る都市ガスの調達、販売、需要家保安業務（消費機器調査及び安全使用周知）等（以下「本事業」という。）につき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき実施するとともに、本事業に付随する事業（以下、本事業と総称して「本事業等」という。）を本事業と一体的に実施する民間事業者を選定することを計画している。

本書は、P F I 法第 5 条第 1 項の規定に基づき、本事業等の実施に関する方針を定めるものである。

## 目次

第1	特定事業の選定に関する事項.....	1
1	特定事業等の事業内容に関する事項.....	1
(1)	事業の名称.....	1
(2)	公共施設等の管理者の名称.....	1
(3)	事業の背景・目的.....	1
(4)	基本運営方針.....	1
(5)	本事業等の実施に当たって想定される根拠法令等.....	2
(6)	本事業の対象施設.....	3
(7)	事業方式.....	3
(8)	事業の範囲.....	4
(9)	本事業期間及び本事業期間終了時の取扱い.....	5
(10)	本事業における利用料金等.....	6
(11)	ガス料金に係る債権の承継等.....	8
(12)	事業の費用負担.....	8
(13)	要求水準.....	8
(14)	運営権者が受領・取得する権利・資産等.....	9
(15)	本市から運営権者への職員の派遣.....	9
(16)	運営権者が支払う運営権対価等.....	10
2	特定事業の選定方法に関する事項.....	10
(1)	選定基準.....	10
(2)	選定結果の公表.....	10
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	11
1	募集及び選定方法.....	11
2	募集及び選定スケジュール（予定）.....	11
3	応募者の参加資格要件.....	11
(1)	応募者の構成.....	11
(2)	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格.....	12
(3)	応募企業又は代表企業に求められる要件.....	12
4	審査及び選定手続.....	12
(1)	審査委員会の設置.....	12
(2)	募集要項等の公表及び説明会の開催.....	13
(3)	募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表.....	13
(4)	参加表明書及び参加資格確認申請書の受付.....	13
(5)	競争的対話の実施.....	13
(6)	提案内容審査.....	13
(7)	審査結果の公表.....	13
(8)	優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し.....	13
5	優先交渉権者選定後の手続.....	14

(1) 基本協定の締結.....	14
(2) 新会社の設立.....	14
(3) 優先交渉権者による運営準備行為.....	14
(4) 株式譲渡契約の締結及び株式譲渡代金の支払い.....	14
(5) 株主間契約の締結.....	14
(6) 運営権の設定及び実施契約の締結.....	14
(7) 運営権者譲渡対象資産及び運営権者譲渡対象債権の譲受.....	15
(8) 事業の開始.....	15
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項...	16
1 リスク分担の基本的な考え方.....	16
2 事業の実施状況のモニタリング.....	16
3 保険.....	16
4 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続.....	17
(1) 運営権等の処分.....	17
(2) 運営権者による株式の新規発行.....	17
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	18
1 運営権設定対象施設の概要.....	18
(1) 概要.....	18
(2) 所在地等.....	18
2 大津市ガス供給区域図.....	18
第5 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	19
1 実施契約に定めようとする事項.....	19
2 疑義が生じた場合の措置.....	19
3 管轄裁判所の指定.....	19
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	20
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	20
(1) 運営権者事由解除.....	20
(2) 本市事由解除又は終了.....	20
(3) 不可抗力解除.....	21
(4) 特定法令等変更解除.....	21
(5) 特定条例等変更解除.....	22
2 金融機関又は融資団と本市との協議.....	22
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	23
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	23
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	23
3 その他の措置及び支援に関する事項.....	23
第8 その他特定事業等の実施に関し必要な事項.....	24
1 実施に関して使用する言語及び通貨.....	24
2 実施方針に関する説明会.....	24

(1) 開催日時及び場所.....	24
(2) 申込方法 .....	24
3 実施方針に関する意見又は質問の受付.....	24
(1) 受付期間 .....	24
(2) 提出方法 .....	24
(3) 意見書・質問書に対する回答方法.....	25
(4) 意見書・質問書に対する回答予定日.....	25
(5) 意見書・質問書に対するヒアリング.....	25
4 新会社の在り方に係る検討.....	25
5 連絡先及び情報提供.....	25
(1) 連絡先 .....	25
(2) 情報提供 .....	25
別紙1 義務事業の範囲.....	26
別紙2 大津市ガス供給区域図.....	28

# 第1 特定事業の選定に関する事項

## 1 特定事業等の事業内容に関する事項

### (1) 事業の名称

大津市ガス特定運営事業等

### (2) 公共施設等の管理者の名称

大津市公営企業管理者 山極 正勝

### (3) 事業の背景・目的

本市は、都市ガス事業につき、昭和12年に供給を開始して以来、市域の拡大と市勢の発展とともに供給区域の拡大を図りながら、お客様である市民の皆様に、低廉なガスを安全かつ安心して利用していただけるよう努めてきた。

しかし、昨今の不透明な経済情勢や省エネ意識の浸透、平均気温の上昇等の影響により、都市ガスの販売量は年々減少傾向となっていることに加え、施設の経年化に伴う更新費用の増加や人口減少が予測される中、平成29年4月からガス小売全面自由化が始まり、都市ガス事業は、お客様による契約の切替えが進むなど、これまで経験したことのない急激な事業環境の変化に直面している。よって、このままではガス料金の値上げが不可避になると考えられる。

そのため、本市は、本事業に関し、本市と民間事業者が共同で出資する官民連携出資会社を設立し、当該会社に公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定することにより、本市が長年にわたり蓄積してきたガス事業運営における経験等に加え、共同出資者となる民間事業者の経営手法や民間ノウハウ等を最大限活用することで、両者の相乗効果が発揮され、厳しい経営環境の中においても市民の皆様に、安全、安心で安定したガス供給を可能な限りガス料金の値上げをせずに、低廉に継続していくことを計画している。

なお、本市は、都市ガス事業だけでなく上下水道事業も営んでおり、これまで、これら事業と一体的に運営を行ってきたことで、事業の運営面における効率化や市民サービスの向上が図られてきた側面があるため、上記官民連携出資会社においては、ガス小売事業にとどまらず、これまで本市が培ってきた効率的な事業運営と市民サービスを損なわないための関連業務及び当該会社に出資する民間事業者が提案する新規事業等を含めて、官民連携により総合的にサービスを提供し、お客様である市民の皆様にとって有益な会社として事業を展開することにより、「住み続けたいまち大津」の実現に向けた一助となることを期待するものである。

### (4) 基本運営方針

本事業等をより適切に実施するため、本事業等の運営上最も重要と考える基本運営方針を以下に示す。本市から運営権の設定を受けた運営権者（PFI法第9条第4項に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」又は「新会社」という。）は、以下の点を踏まえ、本事業等を実施するものとする。

ア 市民の利益を増進するため、関係法令及び所与の要求水準を満足し、安全、安心で安定したガス供給を継続すること。

イ 市民生活への貢献の観点から、本市が定める範囲において水道事業に関する修繕等の一部の業務を適切に実施すること。また、その他新規事業についても、新会社の裁量において適切に実施すること。

ウ ア及びイに定める事業を適切に実施するため、最適な業務執行体制を整え、透明で経済効率性の高い事業経営に取り組むこと。

エ 事業運営に対する市民の信頼性を高めるため、地域の資源や人材の活用等、本市の地域経済に貢献する事業運営に努めること。

(5) 本事業等の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業等の実施に当たっては、P F I法のほか、関連の各種法令等によることとする。関連の各種法令等のうち主なものは、以下に掲げるとおりとする。

ア 法令

- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ガス事業法施行令（昭和 29 年政令第 68 号）
- ・ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）
- ・ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号）
- ・ガス事業法第三十四条第三項に規定する指定試験機関を定める省令（平成 13 年経済産業省令第 119 号）
- ・ガス事業法関係手数料令（昭和 45 年政令第 301 号）
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和 43 年政令第 14 号）
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）
- ・液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和 43 年通商産業省令第 23 号）
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令（昭和 43 年政令第 15 号）
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく意見の聴取の  
手続に関する規則（平成 18 年経済産業省令第 31 号）
- ・液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）
- ・水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）
- ・水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）
- ・水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）
- ・水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）
- ・計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ・作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

- ・所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
- ・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- ・著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ・土地基本法（平成元年法律第 84 号）
- ・共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）
- ・その他関連法令等

#### イ 条例等

- ・大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和 41 年大津市条例第 38 号）
- ・大津市ガス供給条例（昭和 52 年大津市条例第 34 号）
- ・大津市液化石油ガス供給条例（平成 16 年大津市条例第 46 号）
- ・大津市水道事業給水条例（昭和 33 年大津市条例第 16 号）
- ・大津市ガス保安規程
- ・大津市ガス保安業務規程
- ・ガス漏えい及びガス事故等処理要領
- ・その他関連条例等

#### ウ 参照すべき基準

- ・供給管・内管指針（維持管理編）（日本ガス協会）
- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・水道施設維持管理指針（日本水道協会）
- ・日本工業規格（J I S）
- ・日本水道協会規格（J W W A）
- ・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・道路土工（日本道路協会）
- ・その他関連基準等

#### (6) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、運営権者が本市から運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）以降に本市が所有し管理するガス事業施設（本市において、現に都市ガス事業の用に供し、又は供することを決定した資産をいう。）の総体（以下「運営権設定対象施設」という。）である。

#### (7) 事業方式

本事業は、P F I 法第 16 条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。



## (8) 事業の範囲

本事業等の範囲は、以下のア及びイに掲げるものとする。各業務の内容及び要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）において示す。

なお、運営権者は、本事業等の事業期間（以下「本事業期間」という。）中、本事業等に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託すること（以下「再委託」という。）ができる。再委託を行う上で運営権者が遵守すべき条件及び手続は、要求水準書（案）及び実施契約書（案）に示す。

### ア 義務事業

義務事業とは、本事業等において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりであり、その細項目については別紙1に示す。なお、運営権者は、義務事業の遂行のため、ガス事業法第3条に基づくガス小売事業者としての登録を行わなければならない。また、本市は引き続きガス事業法第35条に基づく許可を受ける者として一般ガス導管事業を営むことから、運営権者は、義務事業の遂行にあたり、一般ガス導管事業者である本市との間において、別途本市託送供給約款に基づく契約を締結する。

## (7) 特定事業

### ① ガス小売事業に関する業務（以下「小売業務」という。）

- ・都市ガスの調達
- ・小売料金の設定
- ・都市ガスの販売・営業
- ・需要家保安業務（消費機器調査及び安全使用周知）
- ・料金収納・窓口業務

## (4) 附帯業務<sup>1</sup>

### ① 一般ガス導管事業に関する業務（以下「導管業務<sup>2</sup>」という。）

- ・緊急保安、修繕
- ・ガス供給設備の維持・補修
- ・需要家保安業務（導管・内管漏えい検査）

### ② 液化石油ガス（以下「LPガス」という。）事業に関する業務（以下「LPガス業務」という。）

- ・緊急保安、修繕
- ・LPガス供給設備の維持・補修
- ・需要家保安業務

### ③ 水道事業に関する業務（維持管理）（以下「水道業務」という。）

- ・漏水等の緊急対応、修繕
- ・水道施設の維持・補修

<sup>1</sup> 本市が、運営権者に対し、実施契約に基づき、小売業務との一体的な実施が望ましい業務として、小売業務ではないものの義務として行わせる業務をいう。

<sup>2</sup> 本市が一般ガス導管事業者として行う一般ガス導管事業に関する業務の内、本市が、運営権者に対し、実施契約に基づき、義務事業の一部として行わせる業務をいう。

## イ 任意事業

運営権者は、本事業等の円滑な実施及び運営権設定対象施設の機能を阻害せず、かつ、関係法令等を遵守する限り、自らの責任及び費用負担の下において、必要と考える事業（風俗営業その他これに類する事業及び反社会的行為に関わる営業その他これに類する公序良俗に反する事業を除く。以下「任意事業」という。）を行うことができる。運営権者が任意事業を行う場合、運営権者は本市に対し、任意事業の詳細を記載した書面による事前の届出を行うものとする。

## (9) 本事業期間及び本事業期間終了時の取扱い

### ア 本事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業等が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）から20年を経過する日が属する事業年度末の日（以下「本事業終了日」という。）までとする。

現時点において、本事業開始日は平成31年4月1日を予定している。また、本事業終了日は平成51年3月31日を予定している。

なお、事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

運営権者は、本事業期間中における運営方針、事業内容、収支計画等を明らかにする事業計画を策定し、本市に提出しなければならない。事業計画の提出及び内容に関する詳細は、要求水準書（案）に示す。

### イ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度末の日までとする。

なお、運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度末の日を超えることはできない。

運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

内 容	期 日
運営権設定日	平成30年12月
義務事業の引継ぎ等	平成30年12月～平成31年3月
本事業開始日	平成31年4月1日
本事業終了日・運営権存続期間終了日	平成51年3月31日

### ウ 本事業期間終了時の取扱い

#### (7) 小売業務

運営権者は、本事業期間終了後において、ガス小売事業者として小売業務を継続することができる。ただし、運営権者は、本市に対し、事業期間終了日の3年前の応当日までに、事業期間終了後も小売業務を継続するか否かについての意向を通知し、事業期間終了後も引き続き安全、安心で安定したガス供給を実現することを目的として、事業期間終了後の小売業務の取扱いについて本市と協議しなければならない<sup>3</sup>。

<sup>3</sup> 事業期間終了後に新会社において小売業務を継続しないことが明らかになった場合には、本市は、事業期間終了後本市又は本市の指定する第三者において小売業務を適切に継続するための措置を講じることとし、詳細は募集要項等公表時に示す。

なお、料金収受代行契約（第 1 - 1 (10)キに示す。）は本事業期間終了と同時に終了する。

(イ) 導管業務

本市は、本事業期間終了後において、一般ガス導管事業者として導管業務を継続する。この場合、運営権者から本市に対する引継ぎについては(オ)に従う。

(ウ) LP ガス業務

本市は、本事業期間終了後において、液化石油ガス販売事業者としてLP ガス業務を継続する。この場合、運営権者から本市に対する引継ぎについては(オ)に従う。

(エ) 水道業務

本市は、本事業期間終了後において、水道業務を継続する。この場合、運営権者から本市に対する引継ぎについては(オ)に従う。

(オ) 業務の引継ぎ

本市への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業等が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。詳細は実施契約書（案）において示す。

(10) 本事業における利用料金等

ア 利用料金の収受

運営権者は利用料金として、自らの判断で、自らがガス小売事業者として販売する都市ガスに係る料金（以下「ガス料金」という。）を収受し、その収入とすることができる。

イ ガス料金の上限<sup>4</sup>

(ア) 本市は、運営権者が収受するガス料金の範囲について、P F I 法第 18 条の規定に基づき、大津市ガス供給条例（昭和 52 年条例第 34 号。以下「本市供給条例」という。）にてガス料金の上限（1 月あたりの基本料金の額及び基準単位数料金の額（原料価格の変動に伴い基準単位数料金を調整した場合は、その額とする。）以下「料金上限」という。）を定める。詳細は実施契約書（案）において示す。

(イ) 前記(ア)に加えて、運営権者は、ガス事業施設の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、前記(ア)の規定により定めたガス料金と異なるガス料金を、使用者が前記(ア)の規定により定めたガス料金に代えて選択し得るものとして、定めることができる。この場合において、当該ガス料金の額は、使用者の予定使用量に応じて算定する年間の当該ガス料金の総額が料金上限の規定により算定するガス料金（原料価格の変動に伴い基準単位数料金を調整した場合は、その額とする。）の年間の総額を超えない範囲で、運営権者が定める。詳細は実施契約書（案）において示す。

ウ ガス料金の決定

本事業開始時のガス料金については、料金上限の範囲内において、関連する法令及び条例に基づき運営権者が決定する。

エ 料金上限の範囲内におけるガス料金の改定

(ア) 料金上限の範囲内におけるガス料金の改定

<sup>4</sup> 本事業開始日において既に本市がガス小売供給に関して締結している契約については、当該契約が存続する限り、運営権者は引き続き当該契約内容を維持するものとする。

運営権者は、本事業期間中、自らの判断で、料金上限の範囲内において、関連する法令及び条例に基づきガス料金を改定することができる。その際、運営権者は、本市に対して、事前に料金改定案を届け出るものとする。

(イ) 原料価格の変動に伴う基準単位料金の調整

運営権者において負担する原料価格の額に変動が生じた場合の基準単位料金の調整に係る算定式等については条例において定める。

オ 料金上限の改定発意

(ア) 物価の著しい変動に伴うガス料金の改定

直近の料金改定時から 3 年間に、国内企業物価指数が著しく変動し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合、本市又は運営権者は、それぞれの相手方に対して料金上限の改定に係る提案をすることができる。

(イ) 法令等の変更又は本市の計画変更に伴うガス料金の改定

法令等の変更又は本市の計画変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、本市又は運営権者は、それぞれの相手方に対して料金上限の改定に係る提案をすることができる。

(ウ) 託送料金変動に伴うガス料金の改定

運営権者において負担する託送料金の額に変動が生じた場合、本市又は運営権者は、それぞれの相手方に対して料金上限の改定に係る提案をすることができる。

(エ) その他

上記(ア)から(ウ)までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じ、公益上料金上限改定の必要性が発生した場合、本市は、運営権者に対して料金上限改定に係る提案をすることができる。その他、料金上限改定の発意条件の詳細については、実施契約書（案）において示す。

カ 料金上限改定の手続

上記オに規定する料金上限改定に係る提案がなされた場合における手続の詳細については、実施契約書（案）において示す<sup>5</sup>。

キ 料金收受代行業務

本市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 279 号）に基づき、実施契約とは別に運営権者との間で締結する契約（以下「料金收受代行契約」という。）により、本市が收受する上下水道料金等と併せてガス料金を徴収し、徴収したガス料金を適切に保管したうえで、料金收受代行契約に従って運営権者に送金する。

料金收受代行契約については、詳細を募集要項公表時に示す。

ク ガス料金の未納者への対応

ガス料金の未納者への支払いの催促等については、料金收受代行契約に基づき、本市が運営権者に代わって実施する。

<sup>5</sup> 料金上限改定に係る提案がなされた後に本市と運営権者との間で協議がまとまらない場合においては、第三者モニタリング機関（脚注 17 参照）において意見具申を行い、本市は当該意見具申を踏まえて合理的に判断することを想定している。また、上限改定に係る議案が否決された場合等であって、その後の本市と運営権者の再協議において不調となる場合、当該事由は本市の責に帰すべき解除事由となることを想定している。

ただし、ガス料金に係る債権は運営権者の債権であることから、当該債権回収に係る法的な措置（差押え等）は運営権者が行うものとする。

(11) ガス料金に係る債権の承継等

本事業開始日時点でのガス料金に係る債権の取扱いについては、以下のとおりである。

ア 料金算定日が本事業開始日以降の債権

当初から運営権者が債権者となる。

イ 料金算定日が本事業開始日の前日以前の債権であり、かつ、本事業開始日時点で本市において料金を受領していない債権（以下「運営権者譲渡対象債権」という。）

本事業開始日において本市から運営権者に対して譲渡する。

(12) 事業の費用負担

運営権者は、下記により本事業等の実施に要する費用を負担する。その負担予定額等の詳細は募集要項等公表時に開示した内容に基づき、実施契約に定める。

ア 義務事業

(ア) 特定事業

a 小売業務

運営権者は、運営権者の行う小売業務に係る費用の全てを負担する。

(イ) 附帯業務

a 導管業務

本市は、運営権者に対し、運営権者の行う導管業務につき、実施契約に基づく費用を支払う。

b LPガス業務

本市は、運営権者に対し、運営権者の行うLPガス業務につき、実施契約に基づく費用を支払う。

c 水道業務

本市は、運営権者に対し、運営権者の行う水道業務につき、実施契約に基づく費用を支払う。

イ 任意事業

運営権者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

(13) 要求水準

本市は、運営権者によって本事業等が適切に実施されることなどを目的として要求水準を定める。

要求水準書の体系は、以下のとおりである。

主たる構成	主たる内容
総則	・ 本事業等の概要
特定事業	
小売業務に関する要求水準	・ 安全、安心かつ安定した都市ガス供給を行うこと ・ 悪質営業等を防止すること
附帯業務	
導管業務に関する要求水準	・ 緊急保安及び需要家保安業務（導管・内管漏えい検査）等に関し、本市内での早期対応を行うことが可能な体制（地元企業、本市出資会社への委託を含む）を構築すること
LPガス業務に関する要求水準	・ 緊急保安等について、導管業務と同水準のサービス水準を確保すること
水道業務に関する要求水準	・ 修繕対応に関し、本市内での早期対応を行うことが可能な体制（地元企業、本市出資会社への委託を含む）を構築すること

(14) 運営権者が受領・取得する権利・資産等

ア 本事業開始日までに運営権者が受領する主な権利・資産

(7) 運営権

本事業に係る公共施設等運営権

(イ) 運営権者譲渡対象資産<sup>6</sup>

本事業等の運営に必要な物品等

(ロ) 運営権者譲渡対象債権<sup>7</sup>

本市から譲渡する債権

(ハ) 承継する契約・協定等<sup>8</sup>

本市から承継する契約・協定等

イ 本事業開始日までに運営権者が取得する登録等<sup>9</sup>及び締結すべき主な契約

(7) ガス事業法第3条に規定するガス小売事業の登録

(イ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項の規定による認定<sup>10</sup>

(ロ) 一般ガス導管事業者である本市との間での本市託送供給約款に基づく契約の締結

(15) 本市から運営権者への職員の派遣

本市は、実施契約締結後一定期間、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づく退職派遣制度により、業務の適切な引継ぎ及び本市における適切なモニタリング等を遂行するための能力涵養等を目的として、本市と運営権

<sup>6</sup> 詳細については、募集要項等公表時に示す。

<sup>7</sup> 詳細については、募集要項等公表時に示す。

<sup>8</sup> 詳細については、募集要項等公表時に示す。

<sup>9</sup> 運営権者は、自らの責任と費用負担に基づき、本事業開始日までに当該登録を完了しなければならない。

<sup>10</sup> 認定の取得を要する保安業務区分の詳細については、募集要項等公表時に示す。

者が別途取り交わす覚書（派遣職員の派遣期間、身分その他の労働条件の取扱い等について定めたものをいう。）に基づき、本市職員を運営権者に派遣するものとする。派遣する本市職員の職種、本市から派遣することを想定する派遣人数、派遣期間等は、募集要項に示し、又は競争的対話（第2-4(5)に示す。）を通じて決定する。この場合において、想定される主な職種は以下のとおりである。

なお、派遣職員に係る給与その他の労働条件については、本市の水準を基本とし、その費用については、運営権者の負担とする。詳細は実施契約書（案）において示す。

- ・ 緊急保安、修繕に係る人材
- ・ 維持点検業務等に係る人材
- ・ 需要家保安業務に係る人材
- ・ 営業に係る人材
- ・ 総務、経理等に係る人材

#### (16) 運営権者が支払う運営権対価等

##### ア 運営権対価

運営権者は、義務事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を本市に支払うものとする。その金額については募集要項において示す<sup>11</sup>。運営権者は運営権対価につき事業期間にわたり分割（以下「運営権対価分割金」という。）で支払うものとする。

##### イ 運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約に定める対価

運営権者譲渡対象資産の譲渡に関して本市と運営権者との間で締結する契約（以下「物品譲渡契約」という。）において、運営権者譲渡対象資産に係る対価を定める。運営権者は、当該対価につき、物品譲渡契約に定める方法により本市に支払うものとする。

##### ウ 運営権者譲渡対象債権に係る債権譲渡契約に定める対価

運営権者譲渡対象債権の譲渡に関して本市と運営権者との間で締結する契約（以下「債権譲渡契約」という。）において、運営権者譲渡対象債権に係る対価を定める。運営権者は、当該対価につき、債権譲渡契約に定める方法により本市に支払うものとする。

## 2 特定事業の選定方法に関する事項

### (1) 選定基準

本市は、本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、本事業期間にわたり、本市自らが実施したときと比べ、効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、本事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。

### (2) 選定結果の公表

本市は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、本市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

<sup>11</sup> 事業期間中における小売業務に係るモニタリング費用相当額を想定している。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定方法

本事業等の優先交渉権者の募集及び選定は、競争性のある随意契約(公募型プロポーザル方式。以下「本プロポーザル」という。)により行う。

なお、本プロポーザルにおける優先交渉権者とは、第2-5(1)に規定する、本市から運営権の設定を受ける新会社の発行する株式の一部を本市から譲り受ける者であり、これにより、新会社が本市と優先交渉権者との共同出資会社になることを想定している。

### 2 募集及び選定スケジュール(予定)

実施方針の公表後のスケジュール(予定)は概ね以下のとおりである。

時 期	内 容
平成30年 1月～2月	実施方針の公表、実施方針に関する意見・質問
平成30年 3月	特定事業の選定・公表
平成30年 4月	募集要項等(要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)・実施契約書(案)、関連資料集等)の公表
平成30年 5月	募集要項等に関する意見・質問
平成30年 5月	参加資格審査結果通知
平成30年 6月～8月	競争的対話
平成30年 9月	提案書類の提出期限
平成30年10月	優先交渉権者の選定
平成30年11月	基本協定の締結、新会社の設立
平成30年12月	運営権設定、実施契約の締結
平成31年 4月	本事業等開始

### 3 応募者の参加資格要件

#### (1) 応募者の構成

- ・応募者は、第1-1(8)に掲げる業務を実施する予定の単体企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下「コンソーシアム」という。)とする。
- ・コンソーシアムにより応募する場合は、構成する企業(以下「コンソーシアム構成員」という。)の名称及び本事業等の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ・コンソーシアムにおいては、コンソーシアム構成員から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ・応募企業又はコンソーシアム構成員は、本議決権株式(第3-4(2)に定める本議決権株式をいう。以下同じ。)のすべて(ただし、本市の保有する本議決権株式を除く。)を保有するものとする。
- ・参加資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、本市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が第2-3(2)及び(3)の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は、新



たに第三者に支配された場合は、本市に速やかに通知しなければならない。

- ・参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者<sup>12</sup>であること。
- ② P F I 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 本市が発注した「平成 29 年度大津市ガス事業における官民連携等に関する詳細検討業務委託」を受託した新日本有限責任監査法人（協力者として弁護士法人関西法律特許事務所、株式会社エフ・ユー、東京反訳株式会社）又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑤ 本市が出資する法人でないこと。
- ⑥ 第 2-4 (1) に示す審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当する者でないこと。
- ⑧ 上記④から⑦までに定める者を本事業等の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- ⑨ その他、詳細については募集要項で示す。

(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件

特に安全、安心なガス供給を安定して行うための供給能力の確保の見込み等に係る実績要件等を想定している。具体的な実績要件については、募集要項で示す。

#### 4 審査及び選定手続

(1) 審査委員会の設置

本市では、優先交渉権者の選定にあたり、P F I 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等から構成される審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する予定である。審査委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。

<sup>12</sup> 外国法人においては、本項①、②及び③について、その適用法令において同等の要件を満たしていると市が確認できることが必要である。

(2) 募集要項等の公表及び説明会の開催

本市は、本事業等に係る募集要項等を本市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、本市は、募集要項等に関する説明会を開催することを予定している。

(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

① 質問の受付

本市は、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付ける。

② 回答の公表

本市は、募集要項等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、本市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(4) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(5) 競争的対話の実施

本市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を行い、その結果を踏まえ、実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調製を行う。

(6) 提案内容審査

参加資格があるとされた者は、様式集<sup>13</sup>に記載する方法に従い作成した提案書類を提出する。提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

提案内容に係る審査に当たっては、基本運営方針に沿った事業運営がより適切に実施されると見込まれ、かつ創意工夫が認められる提案であることを重視する。

審査の過程において、審査委員会に対して提案内容に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

本市は、審査委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

(7) 審査結果の公表

本市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに本市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(8) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続において、応募者がいない、又はいずれの応募者も効率的かつ効果的であると合理的に認められない等の理由により、本市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、本市は、その旨を本市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

---

<sup>13</sup> 様式集については、募集要項等公表時に示す。

## 5 優先交渉権者選定後の手続

### (1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、本市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、本市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、本市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

### (2) 新会社の設立

本市は、公共施設等運営権者となる新会社として、平成 30 年 11 月末日までに、会社法に規定する株式会社を津市内に設立する。新会社が設立時に発行する株式については、本市がそのすべてを取得する。

なお、本事業期間中は新会社の本社所在地を津市外に移転させないものとする。

### (3) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、本市と、本事業等の運営を円滑に開始するための協議を行う。

### (4) 株式譲渡契約の締結及び株式譲渡代金の支払い

本市は、優先交渉権者との間において、本市が優先交渉権者に対し、本市の保有する新会社の発行済株式総数の内 75%に相当する株式を譲渡する旨の株式譲渡契約を締結する<sup>14</sup>。優先交渉権者は、本市に対し、株式譲渡契約に基づき、優先交渉権者の提案する金額に基づく株式譲渡代金を支払う。

### (5) 株主間契約の締結

本市は、上記株式譲渡契約締結と同時に、新会社の株主となった優先交渉権者との間において、株主間契約を締結する<sup>15</sup>。

### (6) 運営権の設定及び実施契約の締結

本市は、P F I 法第 19 条第 4 項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、新会社に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、公共施設等運営権登録令（平成 23 年政令第 356 号）に従って運営権の設定登録を行う。本市と運営権者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、本市は、競争的対話に基づいて調製された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、運営権者は、本事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ・本市との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- ・本市との間の運営権者譲渡対象債権に係る債権譲渡契約の締結

なお、本市は、P F I 法第 19 条第 3 項及び第 22 条第 2 項の定める事項を本市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

<sup>14</sup> 株式譲渡契約書（案）については、募集要項等公表時に示す。

<sup>15</sup> 株主間契約書（案）については、募集要項公表時に示す。

(7) 運営権者譲渡対象資産及び運営権者譲渡対象債権の譲受

運営権者は、本事業開始日に運営権者譲渡対象資産及び運営権者譲渡対象債権を本市から譲り受ける。

譲渡手続は、本市の条例及び規則等に従った方法で行う。本市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約及び運営権者譲渡対象債権に係る債権譲渡契約を締結し、運営権者は、当該各契約の定めに従って対価を支払い、運営権者譲渡対象資産及び運営権者譲渡対象債権を取得する。

(8) 事業の開始

運営権者は、実施契約に定める本事業開始日に本事業等を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎ及びガス事業法第3条に規定するガス小売事業の登録、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項の規定による認定並びに一般ガス導管事業者である本市との間での本市託送供給約款に基づく契約の締結等の実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。なお、本市は、本事業等開始に当たり、本市都市ガスにおけるガス小売事業に係るガス事業法第11条第1項に基づくガス小売事業の登録抹消を受け、かつ、必要な条例の制定、改正又は廃止を行うものとする。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 リスク分担の基本的な考え方

本事業等に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負うものとする。

なお、主な個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、実施契約書（案）に詳細を規定する。

##### (1) 不可抗力

- ・本市及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等、本事業等の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合、運営権者は直ちにその内容を本市に通知する。
- ・本市は、不可抗力に係るリスクを負担しない。
- ・本市は、一般ガス導管事業者として、ガス事業法に基づき必要な措置を講じる。
- ・運営権者は、上記措置に加え、実施契約に基づき、本市の負担により、不可抗力発生時において本市が義務事業の継続のために必要と判断した業務<sup>16</sup>を行う。当該業務については実施契約書（案）において規定する。
- ・本市は運営権者に対し、不可抗力による本事業等への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。

##### (2) 国の特定法令等変更及び本市の特定条例等変更

- ・本事業期間中に、本事業等にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合、本市及び運営権者に生じた損失は各自が負担する。
- ・本事業期間中に、本事業等にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす本市の条例及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定条例等変更」という。）が生じた場合、当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失に係る負担については本市が負担する。

#### 2 事業の実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、本市によるモニタリング及び第三者によるモニタリング<sup>17</sup>を行う予定である。要求水準が達成されていないことが判明した場合、本市は、運営権者に対して改善措置等を求めるものとする。なお、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と本市が判断する場合には、本市は運営権者に代わり、本事業等を実施することもある。その場合にかかる費用は、運営権者に求めることができるものとする。

なお、モニタリングの主な対象は小売業務、導管業務、LPガス業務及び水道業務を想定しており、その具体的な方法等については、実施契約書（案）の公表時に示す。

#### 3 保険

運営権者は、本事業期間中、本事業等の実施に必要な保険に加入しなければならない。なお、

<sup>16</sup> 例えば、地震により損傷したガス導管の修繕等を想定している。

<sup>17</sup> 学識経験者等の複数の有識者により構成される委員会が行うことを想定している。

本市が承諾したときは、運営権者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

#### **4 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続**

##### (1) 運営権等の処分

運営権者は、本市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業等について本市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

##### (2) 運営権者による株式の新規発行

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）のみを発行することができる。また、運営権者は、本議決権株式を新規発行する場合には、本市の事前の承認を受ける必要がある。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 運営権設定対象施設の概要

#### (1) 概要

科目	所在概要
ガス事業施設	大津市内一円

#### (2) 所在地等

大津市内に所在する、都市ガス事業の用に供する施設の設置地点。

### 2 大津市ガス供給区域図

別紙2に示す。

## **第5 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

### **1 実施契約に定めようとする事項**

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- (1) 総則
- (2) 義務事業の承継等その他準備
- (3) 公共施設等運営権
- (4) 本事業等
- (5) その他の事業実施条件
- (6) 計画及び報告
- (7) 利用料金の設定及び收受等
- (8) リスク分担
- (9) 適正な業務の確保
- (10) 誓約事項
- (11) 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- (12) 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- (13) 知的財産権
- (14) その他

### **2 疑義が生じた場合の措置**

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、本市及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

### **3 管轄裁判所の指定**

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。



## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業等の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、本市又は本市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）の公表時に示す。

#### (1) 運営権者事由解除

##### ア 解除事由

- ・運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、本市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。

##### イ 解除措置

- ・本市は運営権を取り消す。又は、市が必要であると判断した場合、運営権者は本市の指定する第三者に対して運営権を無償で譲渡しなければならない。
- ・運営権者は、本市に対し、実施契約に定める違約金を支払う。ただし、契約の解除原因となった事由により本市に生じた損害が当該違約金の額を超えるときは、運営権者は、本市に対し、当該違約金に加え、当該損害の全額と当該違約金との差額を支払う。
- ・本市又は本市の指定する第三者は、本議決権株主から、本議決権株主の保有する本議決権株式を無償で譲り受けることができる。ただし、本市は、新会社の事業継続可能性の程度その他諸般の事情に鑑み、本市又は本市の指定する第三者が本議決権株式を譲り受けることが相当でない判断した場合は、本議決権株主に対して本市の保有する本議決権株式の買取りを求めることができる。<sup>18</sup>

##### ウ 解除時の取扱い

#### (ア) 小売業務

新会社は、実施契約解除後において、ガス小売事業者として小売業務を継続することができる。ただし、本市が希望する場合、新会社は、本市の指定する第三者に対し、小売業務に係る事業譲渡を行わなければならない。

#### (イ) 導管業務

本市は、実施契約解除後において、一般ガス導管事業者として導管業務を継続する。

#### (ロ) LPガス業務

本市は、実施契約解除後において、液化石油ガス販売事業者としてLPガス業務を継続する。

#### (ハ) 水道業務

本市は、実施契約解除後において、水道業務を継続する。

#### (2) 本市事由解除又は終了

##### ア 解除又は終了事由

- ・本市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、運営権者に対し、6ヶ月以上前に通知

<sup>18</sup> 当該買取りに係る価格の算定については、第三者の専門家による公正な評価を基に行うなど、公平かつ公正な手続によることを想定している。以下、解除における他の本議決権株式の買取りに関して同じ。

することにより実施契約を解除することができる。

- ・運営権者は、本市の責めに帰すべき事由により、一定期間、本市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。
- ・本市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

#### イ 解除又は終了措置

- ・本市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、本市は運営権を取り消す。
- ・本市事由解除又は終了により運営権者に生じた損失については、本市が負担する。
- ・本議決権株主は、本市から、本市の保有する本議決権株式を買い取ることができ、又は、本市に対して本議決権株主の保有する本議決権株式の買取りを求めることができる。

#### ウ 解除又は終了時の取扱い

##### (ア) 小売業務

新会社は、実施契約解除又は終了後において、ガス小売事業者として小売業務を継続することができる。

##### (イ) 導管業務

本市は、実施契約解除又は終了後において、一般ガス導管事業者として導管業務を継続する。

##### (ウ) LPガス業務

本市は、実施契約解除又は終了後において、液化石油ガス販売事業者としてLPガス業務を継続する。

##### (エ) 水道業務

本市は、実施契約解除又は終了後において、水道業務を継続する。

#### (3) 不可抗力解除

不可抗力により運営権者が小売業務又は導管業務を継続することができなくなったときは、上記(1)と同様に取り扱うものとする。<sup>19</sup>

#### (4) 特定法令等変更解除

##### ア 解除事由

- ・特定法令等変更により運営権者が小売業務又は導管業務を継続することができなくなったときは、本市及び運営権者は実施契約を解除することができる。

##### イ 解除措置

- ・特定法令等変更により本市又は運営権者が実施契約を解除する場合、運営権者は、本市の選択に従い、運営権の放棄又は本市の指定する第三者に対する運営権の無償譲渡を行う。
- ・特定法令等変更により本市及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- ・本市は、運営権者が国に対して当該特定法令等変更について損害賠償請求を行うことを妨げない。
- ・本市は、本議決権株主に対して本市の保有する本議決権株式の買取りを求めることができ

<sup>19</sup> ただし、本市は、当該不可抗力が小売業務又は導管業務に与える影響の度合い等を考慮し、解除時の違約金の減免等を検討することがある。

る。

ウ 解除時の取扱い

(ア) 小売業務

新会社は、実施契約解除後において、ガス小売事業者として小売業務を継続することができる。

(イ) 導管業務

本市は、実施契約解除後において、一般ガス導管事業者として導管業務を継続する。

(ウ) LPガス業務

本市は、実施契約解除後において、液化石油ガス販売事業者としてLPガス業務を継続する。

(エ) 水道業務

本市は、実施契約解除後において、水道業務を継続する。

(5) 特定条例等変更解除

ア 解除事由

・特定条例等変更により運営権者が小売業務又は導管業務を継続ができなくなったときは、本市及び運営権者は実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- ・本市は運営権を取り消す。
- ・特定条例等変更により運営権者に生じた損失に係る負担については、本市が負担する。
- ・本議決権株主は、本市から、本市の保有する本議決権株式を買い取ることができ、又は、本市に対して本議決権株主の保有する本議決権株式の買取りを求めることができる。

ウ 解除時の取扱い

(ア) 小売業務

新会社は、実施契約解除後において、ガス小売事業者として小売業務を継続することができる。

(イ) 導管業務

本市は、実施契約解除後において、一般ガス導管事業者として導管業務を継続する。

(ウ) LPガス業務

本市は、実施契約解除後において、液化石油ガス販売事業者としてLPガス業務を継続する。

(エ) 水道業務

本市は、実施契約解除後において、水道業務を継続する。

## 2 金融機関又は融資団と本市との協議

本市は、本事業等の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

運営権者が本事業等を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

運営権者が本事業等を実施するにあたり、国からの財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

### **3 その他の措置及び支援に関する事項**

本市は、運営権者が本事業等を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。

## 第8 その他特定事業等の実施に関し必要な事項

### 1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

### 2 実施方針に関する説明会

#### (1) 開催日時及び場所

事前に受付をした者のみ参加することができる。

①開催日時：平成30年1月16日（火）午後1時30分～

- ・1時間程度を予定している。
- ・参加者が多数の場合は、複数回に分けて開催する場合がある。

②開催場所：大津市役所 新館5階251会議室

滋賀県大津市御陵町3番1号

#### (2) 申込方法

説明会への参加を希望する場合は、受付期限までに様式1（実施方針説明会参加申込書）を第8-5(1)の連絡先へ電子メールにて送信すること。なお、会場での申込みは受け付けない。

本市が参加申込書を受信し、参加を受け付けた際は、平成30年1月15日（月）午後5時までに電子メールで受付完了の返信を行う。

①受付期限：平成30年1月15日（月）正午（必着）

②留意事項

- ・参加者は本事業等に参加を検討する民間企業等とし、1事業者につき3名までとする。
- ・説明会会場受付において参加申込書の原本及び参加者の名刺を提出すること。
- ・説明会に参加する者は、自ら実施方針を持参することとする。
- ・写真撮影、映像撮影は禁止する。
- ・複数回に分けての開催となった場合には、別途開催時間を連絡する。  
（複数回に分けての開催とならなかった場合は、特段連絡しない。）
- ・報道機関による写真撮影等を行われる場合がある。

### 3 実施方針に関する意見又は質問の受付

#### (1) 受付期間

平成30年1月9日（火）午前9時 から 平成30年1月24日（水）正午まで

#### (2) 提出方法

実施方針に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、様式2（実施方針に関する意見書・質問書）に記入の上、第8-5(1)の連絡先まで電子メールにて提出すること。

使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

なお、質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また、電子メールの提出件名は「大津市ガス特定運営事業等 意見書・質問書 □□」（□□は提出者名）とすることとし、提出者の名前、所在地、電話及びファクシミリ番号並びにE-Mail アドレスを記載すること。なお、提出者は、電子メール発信後、第8-5(1)の連絡先まで電話により受信確認を行うこと。

(3) 意見書・質問書に対する回答方法

本市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見及び質問のうち、本市が必要と判断したもの及びその回答を、本市のホームページにおいて公表する。

なお、公平を期すために、提出者個別に対する直接回答は行わない。

(4) 意見書・質問書に対する回答予定日

平成30年2月21日（水）

(5) 意見書・質問書に対するヒアリング

提出された意見書又は質問書のうち、本市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

#### 4 新会社の在り方に係る検討

本市は、本市企業局が営む事業に関し、国や県における官民連携や広域化の議論等の動向を踏まえ、様々な角度から総合的に市民・利用者のニーズ、企業局事業の課題等を分析し、官民連携の有効性や新会社における業務実施の合理性等を検討するとともに、総合的なインフラ事業を展開する会社としての新会社の在り方について引き続き検討を行う。

また、本市には、ガス事業等の推進における重要なパートナーとして、市が出資し設立した会社があり、本件においても同社と新会社との相乗効果によりお客様サービスが高まることが重要と考えている。そのため、本市は当該会社間の連携の在り方についても引き続き検討を進める。

#### 5 連絡先及び情報提供

(1) 連絡先

大津市企業局企業総務部経営戦略課官民連携推進室 住所：〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号 新館5階 TEL：077-528-2903 FAX：077-523-3399 E-Mail：otsu2866@city.otsu.lg.jp
--

(2) 情報提供

本事業等に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

大津市企業局ホームページ

(<http://www.city.otsu.lg.jp/kigyo/index.html>)

## 別紙 1 義務事業の範囲

特定事業				
大分類	中分類	小分類	本市	運営権者
小売業務	都市ガスの調達	都市ガスの購入		○
		料金設定		○
		小売料金改定の原価計算		○
	都市ガスの販売・営業	家庭用ガス・業務用ガスの需要開発及び普及サービス		○
	需要家保安業務(消費機器調査)(安全使用周知)	ガス消費機器の点検、周知		○
	料金収納・窓口業務	ガス料金の収納及び精算、調定、督促、債権管理		○
		ガスの開閉栓業務		○

附帯業務				
大分類	中分類	小分類	本市	運営権者
導管業務	経営	事業認可保有、事業計画、需要調査・需要開拓	○	
		託送管理	ガス使用量の検針、メーターの管理・取替	○
		契約及び託送料金精算	○	
	託送料金の設定	料金設定	○	
		託送料金改定の原価計算	○	
		最終保障供給	○	
	緊急保安、修繕	通信・受付		○
		管路等の事故現場における保安措置		○
		ガス導管の修繕		○
		ガス修繕現場における検査及び継続調査		○
	ガス供給設備の維持・補修	ガバナ遠隔監視制御システム保守点検		○
		ガス供給設備の巡視及び整備点検		○
	需要家保安業務(導管・内管漏えい検査)	内管漏えい検査		○
		埋設ガス導管漏えい検査及び水取器ボックス調査		○

附帯業務				
大分類	中分類	小分類	本市	運営権者
導管業務	ガス供給設備の整備 (導管等の整備)	ガス整圧器、バルブ及び電気防食施設の改良工事	○	
		開発事業等に伴う施設の設置申請に係る調整等	○	
		ガス供給管に関する道路等の占用・掘削等に係る協議、立会及び申請	○	
		ガス供給装置工事の受付、審査及び精算	○	
		ガス供給装置工事の検査及び指定工事店への技術指導	○	
		ガス本支供給管に係る他工事の受付、協議、立会及び巡回	○	
		他工事に係る本支供給管の移設工事の設計及び施工	○	
		拡張工事、改良工事及び特殊工事の設計・施工	○	
		ガス供給申請に係る本支管の工事の調整、設計及び施工	○	
		経年本支管等の改良工事の設計及び施工	○	
L P ガス業務	経営、販売	販売事業者登録、L P ガスの調達、料金設定、料金収納、窓口業務	○	
	緊急保安、修繕	修繕等の受付・一次対応・本修繕		○
	L P ガス供給設備の維持・補修	L P ガス供給設備の巡視及び整備点検		○
	需要家保安業務	L P ガス消費機器及びL P ガス供給設備の点検、周知		○
	L P ガス供給設備の整備	L P ガス供給設備の建設・改良	○	
水道業務 (維持管理)	漏水等の緊急対応、修繕	修繕等の受付・一次対応・本修繕		○
	水道施設の維持・補修	管路巡回点検、配水管の付属設備等の点検業務		○

※ 上表は、都市ガス事業並びに本市の営むL P ガス事業及び水道事業の一部の内、本事業等に関連する業務の項目（中分類）を列挙した上で、運営権者が義務事業として行うこととなるもの（小分類）を明示したものである。

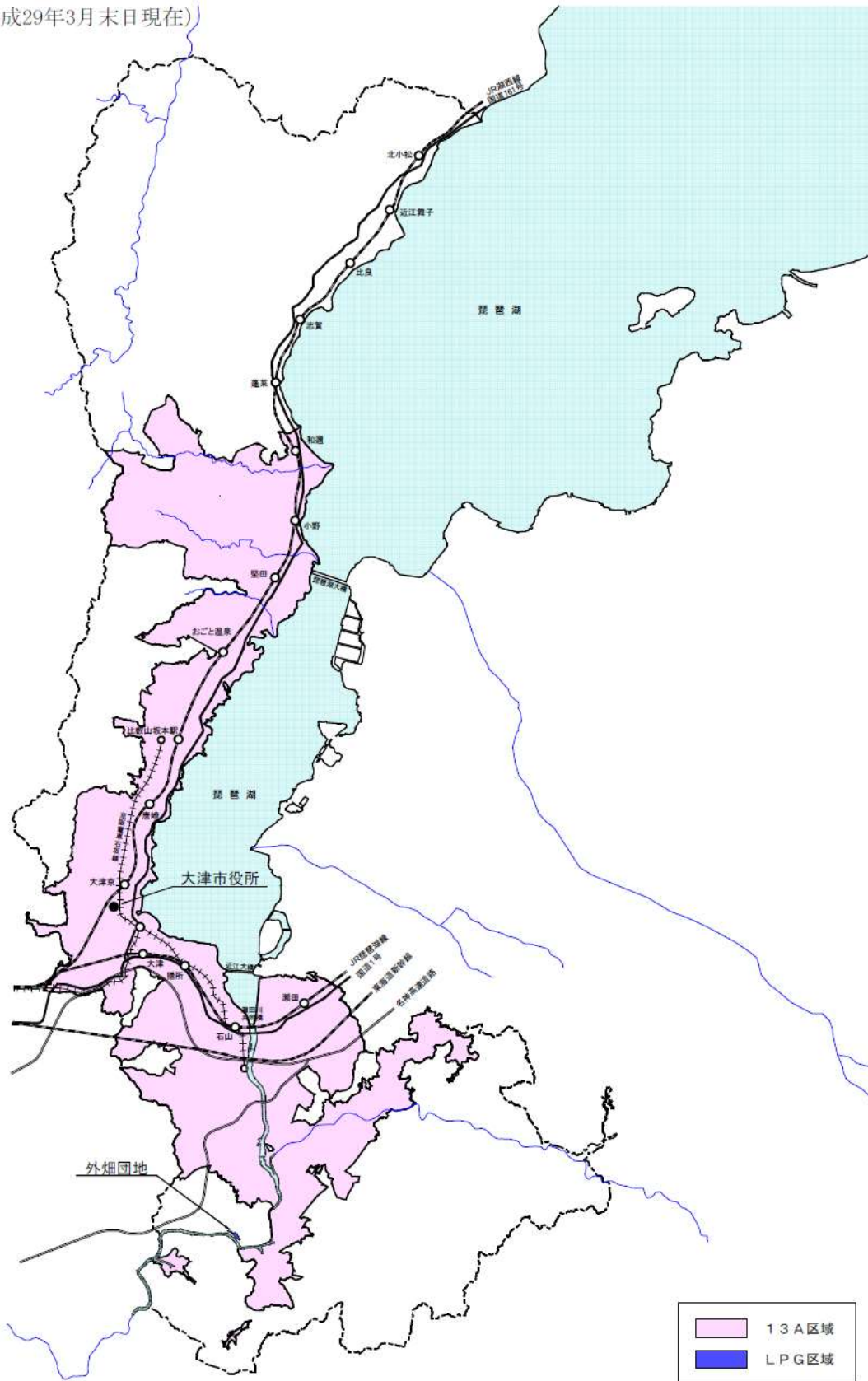
※ 上表の内、運営権者欄に○が付されたものが、本事業等開始後において運営権者が義務事業として行うものであり、本市欄に○が付されたものが、本事業等開始後においても引き続き本市（又は本市の指定する者）が行うものである。



別紙2 大津市ガス供給区域図

Ⅶ 供給区域図

(平成29年3月末日現在)



(出典：水道・下水道・ガス事業年報 平成29年度版—大津市)